

下倉田町内会個人情報取扱規定

第1条(目的)

この規定は、下倉田町内会(以下「町内会」という。)が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

2 個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだと分かるもの。

第2条(責務)

町内会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めます。

第3条(周知)

町内会は、この個人情報取扱規定を、総会資料又は回覧等により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

第4条(管理者)

町内会における個人情報の管理者は、会長とします。

第5条(取扱者)

町内会における個人情報の取扱者は、会長が指定する役員ならびに要援護者を支援する者など、範囲を指定するとします。

第6条(秘密保持義務)

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

第7条(個人情報の取得)

町内会は、会長が「町内会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 町内会が会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他、各種申込書などで会員が同意する事項とします。

4 町内会が配付する「町内会名簿」に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

第8条(防犯カメラ)

町内会は、地域防犯力の向上を目指して防災用、利用者の安全確保用、事故防止用などの有用性を認識し、プライバシー等の保護を図りながら運用することとします。

2 防犯カメラ映像は、運用規定を設け厳重な管理の下、第三者に情報提供等も行なえるものとします。

第9条(利用)

本会が保有する個人情報、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1)会費の請求、管理、その他文書の送付、イベント活動など
- (2)会員名簿の作成及び会の区域図の作成ならびに防災地図の作成
- (3)敬老祝等の対象者の把握
- (4)災害等の緊急時における支援活動
- (5)災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

第10条(管理)

個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管場所の設置をした上、適切な期限を設け管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

第11条(提供)

個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しません。

- (1)会員本人から個人情報を取得する際に同意を得ている範囲で提供する場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条(第三者提供に係る記録の作成等)

取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

第13条(第三者提供を受ける際の確認等)

取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26

条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

第14条(開示)

会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

第15条(個人情報の訂正等)

会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。

ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等の訂正等については、配布後 30 日以内の訂正請求に対して会員に訂正箇所を連絡することを以って、これに替えることができるものとします。

第16条(漏えい発生時等の対応)

取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその事態を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

第17条 (開示請求及び苦情相談窓口)

町内会における、開示請求及び苦情相談窓口は、各担当部署とします。

第18条(規定の改正)

この規定に変更等が生じた場合、管理者の指示のもと個人情報プロジェクトチームにより改正を行なうこととします。

第19条(その他)

1. 下倉田町内会個人情報取扱規定の細則は別に定めることとします。
2. 下倉田町内会防犯カメラの取扱規定は別に定めることとします。

(附則)

この規定は、平成30年4月1日から施行します。

※下線部は、要援護者を把握し地域の支援者で情報を共有するなど、災害時に備えた日頃からの関係づくりに取り組む場合の「個人情報取扱ルール」です。